

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・家族信託
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「遺産分割」です。

被相続人、つまり亡くなった人が、遺言書を残していた場合には、遺産はそれに従って分割されます。しかし、遺言書がなかった場合には、相続人が複数いるときは、相続発生時に遺産を相続人で共同相続します。このとき遺産は相続人全員の共有の状態になっています。その共有の状態から、それぞれの相続人に具体的に遺産を分けていくことを遺産分割と言います。全員の合意によって遺産分割協議書を作成し、それを使って、不動産の所有権移転登記をしたり、銀行預金を移転することによって、遺産はそれぞれの相続人の固有の財産となります。

遺産分割の方法には大きく分けて三つあります。

第1が現物分割です。不動産や証券、預金などを現物のままそれぞれに振り分ける原則的な方法です。この場合、遺産の価格が異なりますので、1人の人が多くもらうことになり、円滑な遺産分割が困難になる場合があります。

第2が換価分割です。銀行預金などは相続人間で公平に分けることができます。しかし、そうでない物、たとえば不動産とか貴金属などは、その遺産を売却してその売却代金を相続人間で公平に分割することになります。これが換価分割です。この方法をとれば、相続人間で公平な分割が可能となりますし争いは発生しません。しかし、遺産を売却すると譲渡所得税が発生しますので、そうした経費を差し引いた額を分割することになります。また、不動産などは売却に時間を要する場合もあります。

第3が代償分割です。1人又は数人の相続人が現物を取得し、その相続人が他の相続人に対し、自分が得た財産の価値と他の相続人が得た財産の価値との差分を人数分で割った額の金銭を支払うという方法です。例えば、兄弟2人がいたとして、兄が3000万円の不動産をもらい、弟が1000万円の不動産をもらったとします。兄はその差額の2000万円を2人で割った1000万円を弟に支払うことによって、2人の間の公平が保たれます。そうした金銭的な余裕がある場合には有効な方法です。

親は、遺言書で自分の考えに従って自由に子供たちに遺産を分け与えることができます。しかし、子供たちの中の公平を守り争いの種を作りたくないと思うのであれば、自分の資産状況を整理し、どのように子供たちに分けて欲しいか、その際どのような分割方法をとるべきかまで考えて遺言書を残すことが大切です。